## 別表第1 (第3条関係)

刊衣弟 I (弟 3 余) (保) / ( ) / (		
法令違反行為等	関係条項	分類
(1) 開始届出書等虚偽記載(欠格事由に係	法第4条第1項、法第	I
る虚偽記載を除く。)	19条第1号	
(2) 変更届出義務違反・変更届出書等虚偽	法第4条第2項、法第	Ι
記載(欠格事由に係る変更届出義務違反	19条第2号	
又は虚偽記載を除く。)		
(3) 名義貸し	法第5条、法第18条第	A
	2号	
(4) 探偵業務の実施の原則違反(探偵業者	法第6条	E
又はその探偵業従事者が法の他の規定に		
違反し、又は探偵業務に関し他の法令の		
規定に違反した場合を除く。)		
(5) 書面受理義務違反	法第7条	F
(6) 書面交付義務違反等	法第8条、法第19条第	D
	3号	
(7) 違法な行為のために用いられることを	法第9条第1項	Е
知った上での探偵業務の実施		
(8) 探偵業者以外の者への探偵業務の委託	法第9条第2項	С
(9) 守秘義務違反	法第10条第1項	С
(10) 資料の不正又は不当な利用の防止措置	法第10条第2項	D
義務違反		
(11) 教育義務違反	法第11条	
ア 違法行為を助長し、又は容認する内		D
容の教育を行った場合		
イ 大部分の従業者が教育を受けていな		E
い場合及び教育に必要な体制やマニュ		
アル等が調っていないと認める場合		
ウ ア又はイに規定する場合以外の場合		Ι
(12) 従業者名簿に係る不整備・虚偽記載	法第12条第1項、法第	F
	19条第4号	
(13) 届出証明書掲示義務違反	法第12条第2項	Ι
(14) 報告義務違反・立入検査拒否等	法第13条第1項、法第	D
	19条第5号	
(15) 指示処分違反	法第14条、法第18条第	В
	3号	
(16) (1)から(15)までのいずれかに掲げる		当該法令
法令違反行為等(罰則の適用があるもの		違反行為
に限る。)を教唆し、若しくは幇助する		等に係る

行為又は当該行為を教唆する行為	分類と同
	一の分類